

日本内観医学会認定医師・認定心理療法士等制度規則

日本内観医学会認定心理療法士等用

第1章 総則

第1条 この制度は、内観療法の専門家として広い知識と練達された技能を備える優れた心理療法士を社会におくり、社会における精神衛生の保持および増進に貢献し、併せて内観療法の普及向上を図るために定める。

第2条 前条の目的を達成させるために、内観療法の専門的な治療者としての相応しい実力を持つ心理療法士を日本内観医学会認定心理療法士(以下認定心理療法士と略記)として学会認定医等審査委員会(仮)で審議し、理事会・評議員の議を経て認定する。

第2章 認定心理療法士の認定

第3条 認定心理療法士の認定を申請するものは、次の各項の資格をすべて満たさなければならない。

1. 臨床心理士の資格保持者あるいは以下の条件※を満たすもので、集中内観体験者であり、心理療法士として優れた人格と見識を備えていること。

※ 学部・大学院の心理学または心理学隣接諸科学(教育学、人間科学、社会学、福祉学、看護学、保健学など)卒業もしくは修了者で、3年以上の心理臨床経験を有するもの。3年以上の心理臨床経験とは以下の機関で主として心理療法に関わる業務につくものを指す。

- ① 児童相談所、児童養護施設、婦人相談所など
- ② 病院、精神保健福祉センターなどの医療施設
- ③ 少年鑑別所など矯正保護機関及び施設
- ④ 家庭裁判所などの司法機関
- ⑤ 教育相談機関
- ⑥ 大学や企業に設置された保健管理センター・健康管理室、心理教育相談所など
- ⑦ 一定の評価を受けている内観研修所

2. 申請時に5年以上継続して本学会会員であること。

3. 日本内観医学会での発表2回以上(一般演題、特別講演、シンポジウムを含み、そのうち発表者として1回以上)。

4. 内観療法に関する学術論文1編以上(著書を含み、また必ずしも筆頭著者論文である必要はない)。

第4条 認定心理療法士の認定は、以下を添えて学会事務局に申請する。

1. 申請書(別紙様式(1)(2))
2. 手数料2万5千円
3. 論文別刷り各1部、著書(本人のものとして認めるコピー一部でよい)
4. 臨床心理士認定書の写し、集中内観体験の証明書

第5条 認定心理療法士と認定されたものに対して、学会は認定心理療法士の証書を授与する。

第6条 認定心理療法士の資格は、5年に一回更新することとし、更新には所定の点数(10点)を証明する写しと更新料7千円を添えて本学会事務局に提出する。

- 1 項: 日本内観医学会主催の学術集会への参加(3点)
- 2 項: 関連の論文・著書(一編につき筆頭4点、以下1点)
- 3 項: 日本内観医学会主催の学術集会での発表(発表者3点、座長2点、共同演者1点)
- 4 項: 日本内観医学会主催の研修会参加(2点)
- 5 項: 上記4項までで点数に満たない場合、内観に関するその他の学会の参加。もしくは、内観に関わる臨床・教育活動のレポート(800字程度)の提出で上記の点数に加えることができる(加点については、学会認定医等審査委員会・理事会・評議員会で審議する)。

第3章 附則

第7条 本規則は平成15年12月4日より施行する。

第8条 この規則の変更は、理事会において検討し、評議員会での承認を経て行う。

平成20年10月3日規則改正